

役員報酬規程

社会福祉法人青樹会

社会福祉法人青樹会役員報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青樹会定款第12条及び第13条10項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(支給範囲)

第2条 支給対象者は、理事、監事の本法人の役員とする。ただし常勤・非常勤の職員を兼ねる役員は、支給対象としない。

第2章 報 酬

(理事長・副理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、月額400,000円とし毎月支給することとする。
副理事長の報酬は、月額30,000円とし毎月支給することとする。

(理事の報酬)

第4条 理事の報酬は、理事会に出席の都度支給することとし、1回につき20,000円を支給する。

(評議員の報酬)

第4条 評議員の報酬は、評議員会に出席の都度支給することとし、1回につき10,000円を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬は、監査等に出席の都度支給することとし、1回につき20,000円を支給する。

第3章 支給方法等

(支給方法等)

第6条 報酬は、直接現金で支払うものとする。
ただし、役員の申し出により、銀行振込の方法により支払うことができる。

(旅費の支給)

第7条 理事長又は理事長から委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によって旅行を行う役員は、社会福祉法人青樹会旅費規則により旅費の支給を受けることができる。

附 則

この規程は、平成15年8月28日から施行する。

平成16年11月17日改正

平成18年3月28日改正

平成21年1月1日改正

平成21年12月1日改正

平成22年6月1日改正

平成27年1月1日改正

平成28年5月26日改正

平成29年4月1日改正